

一般事業行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 1月 1日～ 令和 9年 12月 31日までの3年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7年 1月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 7年 1月～ 職員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 2月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修などによる全職員への周知

目標2：子の看護休暇及び介護休暇について法を上回る日数を取得できるようにする。

<対策>

- 令和 7年 1月～ 職員へのヒアリングを開始、検討
- 令和 7年 2月～ 育児・介護休業規程の改定
説明会による職員への周知